

新潟県女性活躍推進協議会設置要綱

(平成 29 年 3 月 31 日施行)

(令和 4 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 6 年 2 月 1 日一部改正)

(設置)

第 1 条 新潟県における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）第 23 条第 1 項に基づき、新潟県女性活躍推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議・検討する。

- (1) 女性の職業生活における活躍に係る情報の共有に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進及び支援に関すること。
- (3) その他女性の職業生活における活躍推進に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、男女平等・共同参画統括監をもって充てる。
- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 議長は、協議会の事務を統括する。
- 3 協議会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、知事政策局政策企画課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

新潟県女性活躍推進協議会構成員

一般社団法人新潟県経営者協会 新潟経済同友会 一般社団法人新潟県商工会議所連合会 新潟県商工会連合会 新潟県中小企業団体中央会 新潟県中小企業家同友会 日本労働組合総連合新潟連合会 新潟大学フェロー 渡邊 登 株式会社新潟日報社 公益財団法人新潟県女性財団 新発田市 聖籠町 新潟労働局 新潟県
